

質 疑 回 答 書

項番	区分	該当箇所	質問内容	回答内容
1	提案依頼書	P 1. 3-②	「3. 参加資格」の項にて、「令和5年4月1日から起算して過去3年以内に、地方公共団体が発注したオンライン申請サービス導入に関する受注実績（継続中の業務を含む）があること。」との記載がございます。弊社が予定しておりますご提案内容としましては、オンライン申請サービスについては、パートナー会社のサービスをご利用いただきつつ、ローコードツールとして弊社のサービスを新たに導入いただき、両者で連携を図るものとなっております。弊社では、地方自治体様向けのオンライン申請サービスを取り扱っていないため、上記の条件ですと入札への参加ができないものと考えております。上記参加資格を満たすパートナー会社と連名での提案とすることなどを検討すべきでしょうか。	共同事業体として提案する場合は、提案依頼書の「3. 参加資格」において、②は構成事業者のいずれかが満たしていること、③から⑨はすべての構成事業者が満たしていることが必要となります。共同事業体の提案については、修正した提案依頼書と様式をホームページに掲載しましたのでご確認ください。
2	提案依頼書	P 1. 3-② P 5. 9-(3)	同種事業（様式3）と参加資格は3年以内ですが、（3）同種事業（様式3）は2年以内と記載されていますが、3年以内のものだけと考えて問題ないでしょうか。・我孫子市スマート申請システム導入業務委託仕様書.pdf P.1 受注実績の有無：令和5年4月1日から起算して過去3年以内に、地方公共団体が発注したオンライン申請サービス導入に関する受注実績（継続中の業務を含む）があること。 P.5 令和5年4月3日から起算して過去2年以内に受注した事業のうち、地方公共団体が発注したオンライン申請サービス導入業務を記入してください。 様式3 令和5年4月1日から起算して過去3年以内に、地方公共団体が発注したオンライン申請サービスにおける提案事業者の受注実績を記入する。	令和5年4月1日から起算して過去3年以内の事業が対象となります。なお、P5. 「9. 作成方法」の「（3）同種事業（様式3）」の記載が誤っていましたので修正した提案依頼書を掲載しました。
3	提案依頼書	P 3. 6-(3)	（3）最低基準点の396点とのことですが、満点は何点でしょうか？ 例：1項目Aが10点、Bが6点、Cが0点で必須、重要な61項目がすべてBで最低基準点396点等□ ・我孫子市スマート申請システム導入業務委託提案依頼書（RFP）.pdf□ P.3>6. 企画提案の評価>（3）最低基準点	提案内容に偏りが出ないように、配点は非公表としてます。
4	提案依頼書	P 3. 6-(4)	ヒアリング参加者についておおよそ5～6名での参加を予定しておりますが構いませんでしょうか。	ヒアリング参加人数についての定めはありません。
5	提案依頼書	P 3. 6-(4)	ヒアリング参加者として、再委託先の者を参加させても構いませんでしょうか。	ヒアリング参加者は提案事業者に限ります。 なお、共同事業体として提案される場合は、構成事業者に限ります。
6	機能要求一覧 （様式6）		様式6（機能要求一覧）の必須がCや0点の場合は失格になるでしょうか。	様式6（機能要求一覧）の必要性が「必須」の項目において、対応度が「C（対応不可能）」である場合は、失格となります。

項番	区分	該当箇所	質問内容	回答内容
7	仕様書	P 2. 7	サービス提供時間に「職員側機能のサービス提供時間は、8:00～20:00とする。」とありますが、保守管理業務で例えば問合せ対応が必要となった場合も、対応時間は同様に8:00～20:00までの対応を行う必要がありますでしょうか。 ・我孫子市スマート申請システム導入業務委託仕様書.pdf P.2 サービス提供時間	サービス提供時間については、システムの機能としての提供時間を示しているため、問い合わせ対応等についてはこの限りではありません。 保守管理業務の詳細は、様式5「事業に対する提案」の「提案項目：運用保守」で明記してください。
8	仕様書	P 2. 7	「サービス提供時間」とは、あくまで「住民側」、「職員側」それぞれ端末等で操作が可能な時間という認識で宜しいでしょうか。	ご認識のとおりです。
9	仕様書	P 2. 7	一時的なサービス利用停止の際は、スマート申請システムは5営業日前、ローコード／ノーコードツールは前日18時までにログイン後のトップページ表示及びメーカーからの通知（メール？TEL？通知方法明記）となるが構いませんでしょうか。	計画的なシステムメンテナンス等について示したものであり、緊急時のシステムメンテナンス等についてはこの限りではありません。
10	仕様書	P 2. 8	システム規模等に記載の①オンライン申請と②ローコード・ノーコードツールのシステム利用者（アカウント数）の総数は1,300を上限と想定しておく認識で問題ありませんでしょうか。	ローコード・ノーコードツールのシステム利用者（アカウント数）の総数は1,300を上限として積算してください。
11	仕様書	P 2. 8	スマート申請からの連携ツール及びローコード／ノーコードツールは弊社にて作り込んでの納品という認識で間違いございませんでしょうか？	仕様書「5. 業務内容」の「①スマート申請システム構築・導入業務」に記載のとおり、「申請手続きやアプリケーションの作成及び作成支援、申請システムからローコード・ノーコードツールへの連携設定」は業務内容に含まれません。
12	仕様書	P 2. 8	各種業務について初年度・2年目・3年目とそれぞれ何件ずつの構築を想定されておりますでしょうか？	「①オンライン申請」については、500以上、「②ローコード・ノーコードツール」については、800以上を想定し、職員が速やかに構築できるシステムが望ましいと考えています。
13	仕様書	P 2. 8	ライフイベントにおける必要な手続きの案内において、「保育」には「許認可保育所関連」と「保育無償化関連」の分類がございます。金額積算の都合上どのような手続きを想定されておりますでしょうか。 <例>許認可保育関連：トピック（保育所入所要件・入園前の申込書類案内・入園申請） 保育無償化関連：トピック（幼児教育無償化対象判定・無償化2号3号認定申請書類案内）	「許認可保育所関連」を想定しています。
14	仕様書	P 2. 9	障害検知についてですが、全機能についての障害検知は不可能のため、一部機能については利用者側（職員側）からの通報による対応となりますが構いませんでしょうか。	障害の検知方法は仕様にて定めていません。内容については、様式5「事業に対する提案」の「提案項目：障害対応」で明記してください。
15	仕様書	P 2. 9	障害検知連絡について、「スマート申請システム」についてのみ障害検知後24時間以内の連絡でも構いませんでしょうか。	基本的には、障害を検知した際は1時間以内に本市へ連絡する必要があります。ただし、発生した障害により通知機能に不具合が発生するなど通知が困難な場合などは、この限りではありません。

項番	区分	該当箇所	質問内容	回答内容
16	仕様書	P 2. 9	障害復旧について、基本的には24時間以内の復旧体制を整えておりますが、全障害復旧について24時間以内復旧をお約束する事は困難です。 障害内容により都度考慮いただく事は可能でしょうか。	基本的には、24時間以内を目安に復旧することを求めます。また、利用者と市の双方において極めて限定的であるなど、再現性や影響が著しく低い場合はこの限りではありません。
17	仕様書	P 3. 11	保守費用の一部については月額払いではなく、毎年度末に検収・お支払いのご請求でも構いませんか。	システム利用料・保守料について年度末に一括して請求していただくことが可能です。
18	仕様書	P 3. 12	弊社では導入支援及び一部のサポート窓口は社内の専門チームでの対応となりますが、システムの主要部分といえるクラウドシステム部分に関しては再委託となります。 これは主要部分の再委託原則禁止事項の例外として認められますでしょうか。	一括再委託の禁止について、例外は認めません。 ただし、提案事業者がシステムベンダー等と交わした代理店契約や利用料契約等について、提案事業者が業務を統括管理し、市との窓口になる場合は、一括再委託に該当しません。
19	その他		弊社業務システムの仕組み上、構築費用の一部である「決済サービス導入費」に関しては、再委託先から我孫子市様への直接ご請求となりますので、3者間契約その他の方法によりご対応いただけますでしょうか。	収納代行に係る費用については、本事業の提案額には含めず、参考として様式5「事業に対する提案」の「提案項目：決済サービス」で明記してください。提案いただいた内容を基本として、別途、市と決済代行事業者で契約する予定です。 なお、システムに決済機能を追加するためのカスタマイズ費用等については、提案額に含めてください。